

茅ヶ崎市訓令第3号

庁 中 一 般
出先機関全般

茅ヶ崎市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市職員服務規程の一部を改正する訓令

茅ヶ崎市職員服務規程（平成28年茅ヶ崎市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第28条」に、「(第30条～第32条)」を「(第29条～第31条)」に改める。

第21条を削る。

第22条中「第16号様式」を「第15号様式」に改め、同条を第21条とし、第23条を第22条とする。

第24条中「第17号様式」を「第16号様式」に改め、同条を第23条とする。

第25条中「第18号様式」を「第17号様式」に改め、同条を第24条とし、第26条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第28条第2項中「第19号様式」を「第18号様式」に改め、同条を第27条とし、第29条を第28条とする。

第3章中第30条を第29条とし、第31条を第30条とし、第32条を第31条とする。

第15号様式を削る。

第16号様式中「(第22条関係)」を「(第21条関係)」とし、同様式を第15号様式とする。

第17号様式中「(第24条関係)」を「(第23条関係)」とし、同様式を第16号様式とする。

第18号様式中「(第25条関係)」を「(第24条関係)」とし、同様式を第17号様式とする。

第19号様式中「(第28条関係)」を「(第27条関係)」とし、同様式を第18号様式とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。